

4月の経済対策に向けた要望事項

令和2年3月
全国中小企業団体中央会
会長 森 洋

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と早期収束に向けて、より一層、強力な対策を講じるとともに、危機に陥っている多くの中小企業・小規模事業者への対策を、迅速・確実に講じていただきたい。

I. 当面の対策

1. 予算・補助金

- (1) 令和2年度予算の早期成立等による各種支援策の拡大と迅速な資金等の供給
- (2) 補助金等採択企業に対する早急な資金供給のために、事業実施後の補助金交付・確定要件（ものづくり補助金等各種補助金）の緩和
- (3) ものづくり補助金、IT補助金、持続化補助金の補助率を、中小企業は2/3に、小規模事業者は100%に引上げ
- (4) 中小企業生産性革命推進事業における加点要件や減点要件等の応募要件の緩和

2. 資金繰り支援

- (1) 個人事業主を含めた事業者に特化した返済義務の生じない現金給付や直接消費を喚起する全国民への現金給付
- (2) セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証、特別利子補給制度の売上高減少基準の撤廃ないし緩和
- (3) 通常より長期の返済期間の設定
- (4) 返済開始まで長めの据置期間の設定
- (5) 二重債務負担を回避できる既存債務の一本化や借換融資制度の拡充・強化
- (6) 組合による組合員企業への金融支援について、商工中金を通じた特別融資や国による利子補給等の支援
- (7) 給食関連事業者やイベント関連事業者等への急なキャンセルに対する補填、補償の早急実施
- (8) 中小企業・小規模事業者の経営の安定のため、法人税・所得税や、事業所税・法人事業税・固定資産税等の地方税の大幅な減税措置の実施
- (9) 事業者の資金繰り支援のため、法人税・消費税等の納税猶予措置の実施
- (10) 社会保険料等の免除、減免、納期限の延長
- (11) 不動産担保以外の集合動産、債権、知的財産権の担保化など中小企業の資金調達手段の積極的な活用

3. 雇用・労働

- (1) 雇用調整助成金の支給期間の300日への拡大と助成割合の4/5への拡大の全国一律の実施、申請・報告について事務の簡素化、現行の最大支給期間（100日）、支給割合（中小企業2/3）を超える部分の一般財源からの支給
- (2) 労働保険に関連する助成金制度の、インターネットによる申請を可能にするとともに、専門家を活用しなくても申請、報告ができるよう簡略化
- (3) 中小企業組合やその組合員企業が行うリモートワーク、テレワーク導入のための支援の拡充

4. 事業環境の整備

- (1) マスク等衛生資材の製造体制の確立及び食料品製造業等の業務上必要とする事業者への優先・早期の配布
- (2) 官公需適格組合等のための随意契約特別枠の創設と前倒し発注の実施
- (3) 生活物資供給・運送に関わる中小企業組合の積極的な活用

5. 消費喚起

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックの完全な形での実施
- (2) 地域商業（商店街）に対し、賑わい創出、集客促進のための地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）の復活
- (3) ETC及びETC2.0利用者に対する高速道路料金の減免

6. 中小企業組合等

- (1) 中小企業組合が災害時対応の食料・マスク・消毒液等の備蓄機能を持つ等、連携事業継続力強化計画策定のため支援
- (2) サプライチェーンの強化を図る調達先分散化への支援

II. 大規模な経済対策

- (1) 収束後のイベント等の再開可能な時期や条件について明確に示すことが必要
- (2) 過度な自粛ムードを払拭し、観光客やインバウンド需要を取り戻すため、観光地の早期の申し込みや、旅行の移動距離に応じた「旅費割引制度」や「観光客宿泊補助金制度」を創設
- (3) プレミアム付き商品券や地域商品券の大規模かつ早急な発行
- (4) ふっこう割適用拡大・期限延長と割引旅行クーポンの大規模かつ早急な発行
- (5) 小売、飲食、サービス業者の割引販売等に係る割引額の補填